

宇部市短期集中予防サービス（通所型C）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45及び宇部市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則に基づき実施する事業のうち第3条第1項第2号ホに掲げる短期集中予防型（通所型サービスC）事業（以下「短期集中予防サービス」という。）に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

（事業の名称）

第3条 短期集中予防サービスの名称は、「hope（ホープ）」という。

（目的）

第4条 短期集中予防サービスは、生活機能や運動機能が低下した高齢者が以前に送っていた自分らしい生活を取り戻すことや要介護状態への進行を遅らせることができるよう支援することを目的とする。

（実施主体）

第5条 実施主体は、宇部市（以下「市」という。）とする。ただし、短期集中予防サービスの提供については、適切な提供体制が確保できると認められる指定介護事業所、医療機関等（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

（利用者）

第6条 短期集中予防サービスを利用できる者（以下、「利用者」という。）は、要支援認定を受けた第1号被保険者及び平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストの記入内容が告示に定める事業対象者基準に該当した第1号被保険者とする。

（基本方針）

第7条 事業者は、短期集中予防サービス利用終了後においても、利用者が生きがいを持って活動的な生活を維持・継続できるよう、次の各号の実現に向けて取り組む。

- （1）セルフマネジメントにより自信を持って生活することを可能にすること
- （2）利用者の日常生活に対する不安の原因を解消すること

- (3) 短期集中予防サービス提供終了後、再び自分らしい生活を送るための活動を支援すること

(短期集中予防サービスの内容)

第8条 短期集中予防サービスの提供回数は、原則概ね3か月間で12回とし、それ以上を実施する場合は市と協議の上、決定する。ただし、同条第3項第7号については、12回とは別に1回のみ提供できるものとする。

- 2 利用者は、短期集中予防サービス提供の初日と終了日に事業者が実施する体力測定を受けなければならない。
- 3 事業者は、第7条の基本方針に従い、次の各号のプログラムを利用者の心身の状況や個人因子及び環境因子に応じて実施する。
 - (1) セルフマネジメントプログラム
 - (2) 口腔機能向上プログラム
 - (3) 栄養改善プログラム
 - (4) 社会参加プログラム
 - (5) IADLプログラム
 - (6) 運動機能向上プログラム
 - (7) 訪問プログラム
- 4 事業者は、前項第1号から第3号までは基本プログラムとして実施し、第1号については毎回、第2号及び第3号については1回以上実施するものとする。
- 5 事業者は、利用者を必要に応じて送迎しなければならない。

(短期集中予防サービスの具体的取扱方針)

第9条 短期集中予防サービスの方針は、第7条に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業者は、短期集中予防サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議により、利用者の心身の状況及び環境要因等の日常生活全般の状況を的確に把握を行うものとする。
- (2) 事業者は、前号に加え、リハビリテーション専門職及び地域包括支援センターの職員による訪問調査及びアセスメントの結果を踏まえて、短期集中予防サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成するものとする。
- (3) 事業者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (4) 事業者は、短期集中予防サービスの提供に当たっては、個別サービス計画に基づき、利用者がサービス提供終了後も日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (5) 事業者は、短期集中予防サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び目的を理解しやすいように説明を行うものとする。

- (6) 事業者は、個別サービス計画に基づく当該サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、地域包括支援センターに報告するとともに、当該個別サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (7) 事業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を地域包括支援センターに報告しなければならない。
- (8) 事業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うものとする。
- (9) 第1号から第7号までの規定は、前号に規定する個別サービス計画の変更について準用する。

（人員に関する基準）

- 第10条 短期集中予防サービスの提供ごとに置くべき従業者の員数は、管理者1人及び専ら当該サービスの提供に当たる従事者が利用者5人につき1人以上とする。また、利用者の個人面談に対する従事者は、当該サービス提供期間中において原則同一の者とする。
- 2 前項の従事者は、セルフマネジメント向上のための個人面談を実施するにあたり、理学療法士、作業療法士またはセルフマネジメントに関する経験及び専門的知識を有すると認められる者とする。
- 3 第8条第3項第2号及び第3号に掲げるプログラムは、専門的知識を有する職種を別に配置し実施する。ただし、前項の従事者がそれを行う場合は、その限りではない。
- 4 同条第1項の管理者は、専らその職務に従事しなければならない。ただし、事業者の管理上支障がない場合は、当該管理者を他のサービスの職務に従事させることができる。

（設備に関する基準）

- 第11条 短期集中予防サービスの実施に係る設備基準は、利用者の個人面談の実施を妨げない広さであるほか、第8条第3項各号のプログラムを提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（利用者負担）

- 第12条 短期集中予防サービスにかかる利用者の負担は求めない。ただし、短期集中予防サービス提供にあたり、利用者個人の所有物となる物品等の購入が必要となる場合は、その実費相当額を利用者が負担する。

（受給資格等の確認）

- 第13条 事業者は、短期集中予防サービスの提供を求められた場合は、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は基本チェック

リストによる事業対象者であることの有無及び有効期間を確かめるものとする。

(心身の状況等の把握)

第14条 事業者は、短期集中予防サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター職員が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第15条 事業者は、短期集中予防サービスの提供に当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、短期集中予防サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービス提供の記録)

第16条 事業者は、短期集中予防サービスを提供した際には、当該短期集中予防サービスの提供日及び提供した具体的なサービスの内容等を記録することとする。

(緊急時等の対応)

第17条 事業者の従業者は、現に短期集中予防サービスの提供を行っているとときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第18条 事業者の管理者は、事業者の従業者の管理及び短期集中予防サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 事業者の管理者は、当該事業者の従業者にこの要綱を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(非常災害対策)

第19条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに

に、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第20条 事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第21条 事業者の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第22条 事業者は、地域包括支援センターの職員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第23条 事業者は、提供した短期集中予防サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した短期集中予防サービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第24条 事業者は、利用者に対する短期集中予防サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しな

なければならない。

- 3 事業者は、利用者に対する短期集中予防サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第25条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、短期集中予防サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第26条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業者、利用者に対する短期集中予防サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第9条第2号に規定する個別サービス計画
- (2) 第16条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第23条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第24条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(安全管理体制等の確保)

第27条 事業者は、短期集中予防サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治医への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 事業者は、短期集中予防サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、短期集中予防サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 事業者は、短期集中予防サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(賠償の免責)

第28条 短期集中予防サービスの実施に関して生じた事故による損害については、特別な理由がある場合を除くほか、市は賠償の責を負わない。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、市が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（宇部市短期集中予防型（通所型サービス C）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の廃止）
- 2 宇部市短期集中予防型（通所型サービス C）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱は廃止する。
（宇部市短期集中予防サービス（通所型 C）試行実施要綱の廃止）
- 3 宇部市短期集中予防サービス（通所型 C）試行実施要綱は廃止する。